

教育民生常任委員会

委員長 四竈 英夫
副委員長 佐久間 儀郎
委員 水落 孝子・吉田 貞子
山田 裕一・保科 惣一郎
平間 知一

◎第17号議案・白石市国民健康保険条例の一部を改正する条例

〔質疑〕特別徴収の対象者は、年金受給者全員か、それとも一定額以上の年金受給者か、また、納期はどのようになるのか伺いたい。

〔答弁〕後期高齢者医療制度と同様で、年額18万円以上の年金受給者で介護保険料と合わせた保険税が年金額の2分の1を超えない方が対象となる。

特別徴収の時期は、年金の受給月と同じで、納期は6期となる。

〔質疑〕特別徴収と普通徴収の該当する世帯をどのように予想されているのか伺いたい

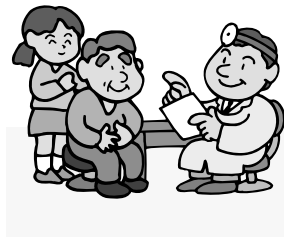
〔答弁〕特別徴収は国保被保険者全員が65歳以上75歳未満である世帯の世帯主が対象となり、概算で約1千世帯を見

込んでいる。

それ以外の世帯が普通徴収となり、後期高齢者保険料等から推計した。

〔質疑〕国保税も65歳以上の年金受給者から特別徴収されることを知らない方も多数いると思われるが、条例改正後はどのように周知していくのか伺いたい。

〔答弁〕実施時期は本年10月受給分からと考えており、期間もあることから広報、チラシ等で周知を図っていく。



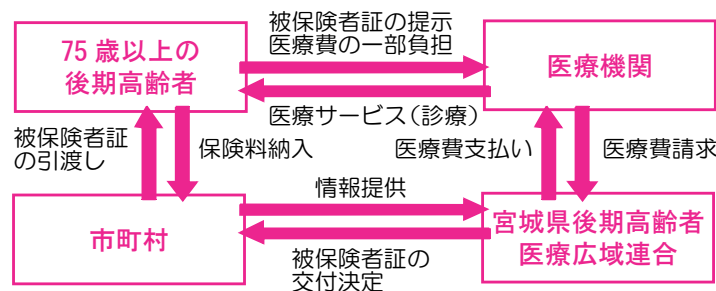
〔質疑〕法には特別徴収することができるとあるが、特別徴収についてはどのように考えているのか伺いたい。

〔答弁〕国保税は収納率の低い現状でもあり、税の公平性を高めながら、確実な財源確保を図るうえでも条例の改正をしようとするものである。

豆辞典

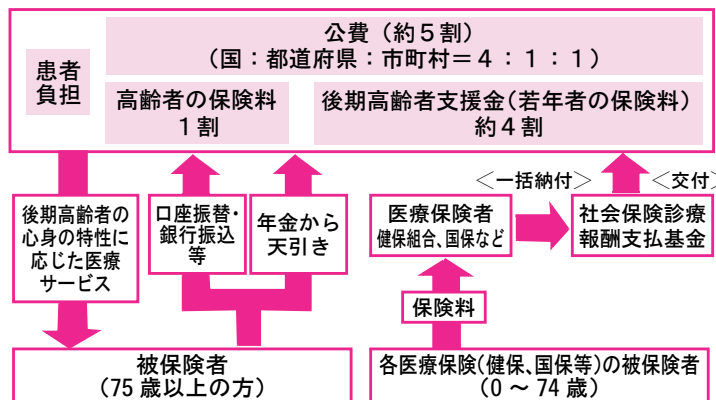
後期高齢者医療制度の概要

これまで老人保健制度で医療を受けていた方は、その心身の特性や生活実態などを踏まえ、平成20年4月から新たに創設された「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになりました。



財源構成

後期高齢者の医療にかかる費用のうち、自己負担（患者負担）を除いた分を公費（国、県、市町村）約5割、現役世代（国保・被用者保険）からの支援金約4割、保険料1割で財源構成します。



〔質疑〕暫定賦課を廃止し、本算定賦課に変更したこと、収納率に変化があったのか伺いたい。

〔答弁〕平成18年度に暫定賦課を廃止し、本算定賦課方式に変更を行ったなかで、納期の回数も8期から9期に変更したところ、国保の収納率は全体としては上がった。

◎第18号議案・白石市後期高齢者医療に関する条例

〔質疑〕同じ屋敷の別棟に住んでいて子どもの扶養になっている別世帯高齢者の保険料の算定はどのようになるのか伺いたい。

〔答弁〕軽減関係は世帯の所得で判定をするが、税額については、一人ひとりで算定する。

〔質疑〕この条例は普通徴収するための条例と理解してよいのか伺いたい。

〔答弁〕課税の権限は宮城県後期高齢者医療広域連合であり、広域連合の条例と市の条例を併せての医療制度である。市としては広域連合で規定していないところを条例化するものであり、特別徴収の対象とならない方が普通徴収となる。